

# 京都テニス協議会規約

## 第 1 条 名称

本会は、[新日本スポーツ連盟 京都テニス協議会]（以下「本会」という）と称する。

## 第 2 条 目的

本会は、硬式テニスを通じて世代やチームを超えた交流、全ての人が健やかで充実したテニスライフを実現するよう貢献する。

## 第 3 条 事務局

本会の事務局は、新日本スポーツ連盟京都府連盟事務所に置く。

〒616-8042

京都市右京区花園伊町 4

新日本スポーツ連盟京都府連盟事務所

電話番号：070-3963-6943（大会当日用）

Email：kyoto.tennis.council@gmail.com

## 第 4 条 会員

1. 本会の会員は、本会の目的に賛同し、所定の入会手続きを完了した社会人、学生とする。
2. 会員は、活動中のマナーを守り、他の会員や施設利用者に対して礼節を持って接しなければならない。

## 第 5 条 役員会

1. 本会に次の役員を置く。
  - ・会長
  - ・副会長
  - ・会計
  - ・事務
2. 役員の任期は、1年更新とし通算最大8年とする。
3. 役員は、役員会で選出し総会での承認を得るものとする。

## 第 6 条 運営補佐および会計監査

1. 本会に次の役職を置く。
  - ・運営補佐
  - ・会計監査
2. 役職の任期は、1年更新とする。
3. 上記役職は役員会にて選出する。

## 第 7 条 謝礼

本会の運営に携わる者に対し、謝礼を支払うものとする。《別紙 1 参照》

## 第 8 条 会計

1. 本会の運営費は、年会費および各大会参加費にて充当する。
2. 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

3. 本会の会計は、総会にて報告を行い、承認を得なければならない。

#### 第 9 条 運営・活動

1. 初心者、上級者等のレベル差に関わらず、試合を楽しめるように配慮する。  
《別紙 2 参照》《別紙 3 参照》
2. 組織運営の効率化を行う。《別紙 4 参照》
3. コート内外でのマナー、安全管理を大切にする。《別紙 5 参照》

#### 第 10 条 入会

1. 入会を希望する者は本会に届け出を行い、承認を得るものとする。
2. 承認を得た者は、14 日以内にチーム代表が年会費を納めるものとする。振込先は下記とする。  
ただし、振り込み手数料は会員負担とする。

※大会当日の入会に関しては、大会運営スタッフにて承認を判断する。

承認された場合、その場で年会費を納めるものとする。

京都銀行

支店名 西四条支店

普通 3439834

新日本スポーツ連盟京都テニス協議会 会長 藤原 秀樹

3. チーム登録は 6 人以上から受付する。ただし 2026 年度に限り 1 人以上からチーム登録ができるものとする。
4. 登録者名は、偽名・通称名は認めないものとする。

#### 第 11 条 年会費

1. 本会の年会費はチーム登録の場合は 2,500 円、個人加入の場合は 3,500 円とする。  
ただし 2026 年度は一律 2,000 円とする。
2. 納入された年会費は、原則として返還しない。

#### 第 12 条 大会参加費

1. 本会が運営する各大会に参加する者は、大会当日に参加費を納めるものとする。
2. 各大会において、雨天時等で運営が開催できないと判断した場合、運営に判断により参加費の返還を行う。
3. 納入された大会参加費は、原則として返還しない。

#### 第 13 条 罰則

会員が罰則規定に抵触する行為を行った場合、役員会の決定により罰則を課すものとする。

罰則は下記項目とする。《別紙 6 参照》

- ・注意
- ・警告
- ・出場停止
- ・除名

#### 第 14 条 免責事項

活動中および移動中に発生した死亡・傷病・事故・盗難等について、本会は一切の責任を負わない。

## 第 15 条 規約の改正

本規約の改正は、総会において出席者（委任含）の過半数の同意を得て決定する。

## 第 16 条 機関

本会の機関は総会及び役員会である。

1. 総会は本会の最高議決機関で、役員会がクラブ代表者を招集する。
2. 会計監査は、総会にて会計報告後に監査結果を報告する。

## 第 17 条 総会

1. 本会の総会は、年に一度(次年度 4 月)開催する。
2. 臨時総会は会員数の 5 分の 1 または、役員会が必要と認めたときに開催する。

## 第 18 条 決議

本会の総会において、下記項目について決議を行う。

- ・活動、会計報告
- ・活動計画、予算案
- ・決議議案

## 第 19 条 定足数

本会の総会において、当日出席者の保持票数（委任含）の総数が会員の 2 分の 1 を超えた場合  
総会が成立する。

## 第 20 条 議長

総会の議長は、出席者より推薦し選出する。

## 附則

本規約は、[2026 年 4 月 12 日]より施行する。

# 京都テニス協議会規約 別紙1

## 謝礼規定

### 第1条 目的

この規定は、[京都テニス協議会](以下「本会」という)の会則に基づき、役員、および運営サポート(以下「スタッフ等」という)に対して支給する謝礼について定める。

### 第2条 謝礼の種類

種類は、以下の通りとする。

1. 大会運営手当(大会当日の運営サポート)
2. 運営事務手当
3. 出張手当

### 第3条 謝礼の額

謝礼の額は、以下の通りとする。

1. 大会運営手当  
メイン運営：拘束時間×時給  
運営補佐：拘束時間×時給×0.5
2. 運営事務手当：拘束時間×時給
3. 出張手当：拘束時間×時給

### 第4条 時給の額

時給の額は、京都府最低賃金に対し100円単位で切り上げた額とする。

(例)2026年度最低賃金 1,122円→1,200円

時給額には、下記内容を含むものとする。

- ・事務通信費
- ・大会運営時の交通費および食事代(西院、小畑川に限る)

### 第5条 費用弁償

スタッフ等が本会の業務で要した費用については、実費を支給する。

### 第6条 支給方法

謝礼等は、原則として当該月末締にて、まとめて現金により支給する。

### 第7条 改廃

この規定の改廃は、総会の承認を得なければならない。

## 京都テニス協議会規約 別紙 2

### ランク・ポイント規定

#### 第 1 条 目的

この規定は、京都テニス協議会(以下「本会」という)において、公平性・安全性の維持を目的として、ランク規定を定めるものである。

#### 第 2 条 適用範囲

本会の会員すべてに適用する。

#### 第 3 条 ランク区分

1. C ランク：初心・初級者
2. B ランク：中級者
3. A ランク：中上級者
4. S ランク：上級者

#### 第 4 条 参加ランク

原則として、参加者の自己申告による。

ただし、運営が明らかな過少申告と判断した場合、失格等の対応を講じる場合がある。ダブルスの場合は、第 6 条に沿ってエントリーをする。エントリー後ランクの不適合が発見された場合は、適切なランクに変更される。その場合もキャンセルは不可とする。

#### 第 5 条 出場ランクの設定・変更(昇格・降格)

1. 優勝した場合、ランクは 1 つ上にあがり、当月を含む 12 ヶ月間適用される。  
(例：6 月 14 日優勝→翌年 5 月末日まで適用)
2. 前年度 1 度も本戦に上がっていない場合、各自のランクを 1 つ下げることができる。
3. 本線に上がった場合、次年度より当該ランクに認定される。
4. シングルスはダブルス出場ランクの 1 つ下のランクで出場できるものとする。
5. 2026 年度より、平日大会女子ダブルスにおけるランク制度を 1 つ下げる変更を行う。(例：平日女子ダブルス S ランク者→A ランク)
6. 申込数が 3 人(3 組)以下の場合、そのランクは不成立とする。  
希望により上のランクでの出場は可能とする。ただし全国予選等に限っては開催する。

7. どのような実力の新規登録(ノーランク)のペアと組んでも、下のランクへの出場はできない。(例：A ランクが新規ペアと組んでも A ランク以上でしか出場できない)
8. 平日女子ダブルス A ランクで優勝しても、S ランク扱いにはならないものとする。

## 第 6 条 ダブルス出場ランク設定

### 1. 休日ダブルス

ランク	参加条件			
S	オープン(どんな組み合わせでも可)			
A	S+B	A+A	A+B	S+C
B	B+B	A+C	B+C	—
C	C+C	—	—	—

### 2. 平日ダブルス

ランク	参加条件			
男子プラチナ	55 歳以上			
女子 A	オープン(どんな組み合わせでも可)			
女子 B	B+B	A+C	B+C	C+C

## 第 7 条 ポイント制度

### 1. 対象者

ポイント制度は、下記のみ適用する。

- ・男子シングルス
- ・女子シングルス
- ・男子ダブルス
- ・女子ダブルス
- ・ミックスダブルス (男子)
- ・ミックスダブルス (女子)
- ・壮年男子シングルス
- ・壮年男子ダブルス
- ・壮年女子ダブルス
- ・壮年ミックスダブルス (男子)
- ・壮年ミックスダブルス (女子)
- ・平日女子ダブルス
- ・平日男子プラチナ

## 2. 対象試合

対象試合は、下記のみ適用する。

- ・男子シングルス (S ランク)
- ・女子シングルス (S ランク)
- ・男子ダブルス (S ランク)
- ・女子ダブルス (S ランク)
- ・ミックスダブルス (S ランク)
- ・壮年男子シングルス
- ・壮年男子ダブルス
- ・壮年女子ダブルス
- ・壮年ミックスダブルス
- ・平日女子ダブルス (A ランク)
- ・平日男子プラチナ
- ・全国大会等予選 (ポイント2倍)

## 3. ポイント数

ポイント加算数は下記表をする。

ただし、1回戦 Bye 選手が2回戦で敗れた場合、1回戦敗者と同ポイントとする。

決勝Tの試合数*	決勝T進出数	優勝	準優勝	ベスト4	ベスト8	ベスト16	ベスト32
1試合	2人(組)	25	15				
2試合	3~4人(組)	35	25	15			
3試合	5~8人(組)	55	35	25	15		
4試合	9~16人(組)	80	55	35	25	15	
5試合	17~32人(組)	120	80	55	35	25	15

※決勝トーナメントにおける優勝までの最大試合数

## 京都テニス協議会規約 別紙 3

### 全国大会等派遣規定

#### 第1条 目的

本規定は、新日本スポーツ連盟京都テニス協議会(以下「本会」という)の年間計画に基づき、全国スポーツ祭典、全国大会、および関西ブロック大会(以下「全国大会等」という)へ派遣する選手の選考基準、費用負担について定め、代表選手の円滑な派遣を図ることを目的とする。

#### 第2条 全国大会等の選手選考基準

全国大会等の派遣候補者は、次に掲げる要件をすべて満たす者の中から、役員会の承認を経て選出する。

1. 「スポーツ祭典京都予選」と冠する大会において、上位入賞の成績を収めた者。
2. 本会の代表として相応しい品位と責任感を有する者。
3. エントリー締切までに、本会 WEB ページよりエントリーしている者。

(DEF 待ちは認めない)

4. 前年度の全国スポーツ祭典京都予選終了後から当該年度の予選会までに、本会が主催する個人戦<sup>※1</sup>に4回以上<sup>※2</sup>の出場実績を有すること(当該予選会が5回目以上の出場エントリーであること)。ただし、雨天中止等による、大会中止は出場回数にカウントするが、自己都合による欠場はいかなる理由によってもカウントされない。

※1 各ダブルスにおいては、ペア共に満たす必要がある。

※2 2026年度においては、3回以上の出場実績を有すること(当該予選会が4回目以上の出場エントリーであること)。

#### 第3条 大会当日雨天中止時の特例

予選会が雨天等により中止および未消化となった場合、原則として直近に開催された大会(当該大会も中止の場合はさらにその前大会)の結果に基づき役員会にて決定する。

#### 第4条 派遣選手選考方法

1. 京都予選会の結果に基づいて、全国大会等への派遣選手を選定する。
2. 選手は京都予選会において複数種目に出場できるが、複数種目で権利を得た場合には一つの種目を選択しなければならない。
3. 選手は京都予選会において権利を得たタイミングで、その種目での出場権利を行使するか決断しなければならない。
4. 出場決定後の辞退は、ペナルティを課すものとする。(怪我等を除く)  
また、当該大会より1年間全国大会等の選考大会への出場を不可とする。

## 第5条 派遣費用の補助

本会は、第4条により選出された派遣選手に対し、次の各号の通り費用を補助する。

1. 参加費:全額を補助する。
2. 交通費および宿泊費: 京都予選会の結果における第1代表のみ実費精算とし、2日間の行程につき 15,000 円を上限として補助する。上限額を超える分については当該選手の自己負担とする。
3. レセプション費用:自己負担とする。

## 第6条 関西ブロックミックス大会代表選考の特則

本条は関西ブロックミックス大会(以下「本大会」)および、関西ブロックミックス京都予選会(以下「予選会」)の選考について定める。本大会および予選会の選考については、第2条および第4条の規定にかかわらず、次の通りとする。

1. 予選会の上位ペアから順に、割り当てられた枠数に応じて推薦する。
2. 前年度の予選会終了後から当該年度の予選会までに、本会が主催する個人戦<sup>※1</sup>に4回以上<sup>※2</sup>の出場実績を有すること(当該予選会が5回目以上の出場エントリーであること)。ただし、雨天中止等による、大会中止は出場回数にカウントするが、自己都合による欠場はいかなる理由によってもカウントされない。

※1 各ダブルスにおいては、ペア共に満たす必要がある。

※2 2026年度においては、3回以上の出場実績を有すること(当該予選会が4回目以上の出場エントリーであること)。

3. 本大会参加費は全額を補助する。
4. 雨天中止時の選出は、第3条の規定を準用する。

## 第7条 引率

引率業務は、本会では行わないものとする。

## 第8条 委任

本規定に定めのない事項、または本規定の解釈に疑義が生じた事項については、その都度、役員会において協議し、決定するものとする。

## 京都テニス協議会規約 別紙 4

### 大会運営規定

#### 第 1 条 目的

この規定は、京都テニス協議会(以下「本会」という)が主催するテニス競技大会の運営方法、参加資格、競技方法その他必要事項を定め、大会を円滑かつ公正に運営することを目的とする。

#### 第 2 条 適用範囲

本規定は、本会が主催する競技大会に適用する。

#### 第 3 条 運営権限

大会の運営、競技方法、ドロー作成、判定その他大会運営に必要な事項は、役員会および大会運営スタッフが決定する。

#### 第 4 条 不測事態

天候、災害、施設事情その他やむを得ない事情が生じた場合、運営スタッフは大会の中止、延期、競技方法の変更等を行うことができる。

#### 第 5 条 開催要項

大会の日時、会場、種目は年間スケジュールに基づき決定する。

#### 第 6 条 募集および申込

1. 大会の申込受付は開催日の2ヶ月前の月初から開始する。
2. 申込みは WEB エントリーにより行うものとする。
3. 定員になり次第受付を終了する。

#### 第 7 条 参加費の支払

申込者は試合当日受付にて参加費を支払うものとする。

#### 第 8 条 試合方式

試合方式は、各大会要項に準ずるものとする。

#### 第 9 条 ドロー変更

DEF(失格)が発生した場合(大会参加者が受付終了時間までに、支払いおよび受付をしていない場合)、運営の判断によりドロー変更を行う場合がある。

#### 第 10 条 DEF 待ち

DEF が発生した場合、受付終了時間までに申し出があれば参加を認める場合がある。

#### 第 11 条 ラッキールーザー

本戦トーナメントの形によっては、ラッキールーザーを採用するものとする。

## 京都テニス協議会規約 別紙5

### 大会ルールおよびマナー遵守事項

本大会は「JTA TENNIS RULE BOOK」を基本とし、以下のローカルルールを適用する。参加者はスポーツマンシップに則り、本規定を誠実に遵守しなければならない。

#### 第1条 セルフジャッジの原則

1. 全ての試合はセルフジャッジにて行う。チェアアンパイヤ、レフェリー等は原則として配置しない。
2. 判定等において選手間で意見の相違が生じた場合、当事者は速やかに本部へ合図を送り、ロービングアンパイアを要請するものとする。
3. ネットより自陣側の判定は全て自己の責任において行い、判定が困難な場合は相手側に有利な判定を行うものとする。
4. 判定に際し対戦相手に判断を委ねることは妨げないが、第三者の助けを借りることはできない。

#### 第2条 試合進行の迅速化

1. 前試合終了(挨拶)後、直ちにコートへ入場し、速やかに試合の準備を開始すること。
2. エンドの交代は迅速に行い、第1ゲーム終了時の休憩は認めない。ただし、短時間の水分補給はこの限りではない。
3. 試合開始前に、備え付けのメジャーを用いてネットの高さおよびシングルススティックの位置を確認することができる。

#### 第3条 コールおよびカウント

1. アウトおよびフォールの判定は、即座に「大きな声」と「明確なハンドシグナル」により示さなければならない。
2. サーバーは各ポイントおよびゲームの開始前に、レシーバーに聞こえる声でカウントをコールしなければならない。
3. レシーバーは前項のコールに対し、何らかの合図を送るものとする。合図がない場合は、そのカウントを承諾したものとみなす。

#### 第4条 コートマナーおよび安全確保

1. 隣接コートにボールが入った場合、または隣接コートを通過する必要がある場合は、当該コートのプレーが中断するまで待機し、ベースライン後方を速やかに移動すること。

2. 相手方のフットフォールトが疑われる場合は、選手間で解決せずロービングアンパイアを要請すること。
3. コート内に持ち込んだゴミは、利用者の責任において必ず持ち帰らなければならない。

#### 第5条 試合終了後の義務

1. 勝利者は速やかに大会本部へ試合結果を報告し、使用ボールを返却する。
2. 試合終了後はコート内に留まらず、速やかに退去すること。

#### 第6条 入場規定および離脱の禁止

1. コート入場時はフェイスカバーおよびサングラスを外し、挨拶をすること。
2. 試合開始から終了まで、許可なくコート外へ出ることを禁止する。無断離脱はいかなる理由(体調不良等を含む)があっても「試合放棄」とみなす。ただし、トイレットブレイクについてはこの限りではない。

#### 第7条 運営権限および罰則

1. 本大会の運営に関する最終決定権は当日担当スタッフに帰属する。
2. 運営スタッフに対し過度なクレーム、暴言、またはマナー違反を行った選手に対し、運営側は即座に出場停止を宣告する権限を有する。

## 京都テニス協議会規約 別紙6

### 罰則規定

#### 第1条 目的

この規定は、京都テニス協議会(以下「本会」という)において、円滑な運営および公平性・秩序・安全性の維持を目的として、違反行為に対する措置を定めるものである。

#### 第2条 適用範囲

本会の会員・関係者すべてに適用する。

#### 第3条 罰則事項および適用基準

本会の罰則事項および適用基準は以下とする。

##### 1. 注意：軽度な違反、マナー違反行為

- ・DEF時エントリー代の支払い期限超過(大会翌日から15日以上)
- ・年会費の支払い期限超過(承認通知後15日以上)※チーム代表へ与えるものとする
- ・マナー違反行為等

##### 2. 警告(イエローカード)：中度な違反行為

- ・DEF時エントリー代の支払い期限超過(注意後15日以上)
- ・年会費の支払い期限超過(注意後15日以上)※チーム代表へ与えるものとする
- ・複数回の注意
- ・中度なマナー違反行為等

##### 3. 出場停止\*(レッドカード)：重度な違反行為

- ・DEF時エントリー代の支払い期限超過(警告後15日以上180日以下)
- ・年会費の支払い期限超過(警告後15日以上180日以下)  
※チーム代表へ与えるものとする
- ・重度なマナー違反行為等
- ・警告(イエローカード)3回

※出場停止期間は180日間とする。

##### 4. 除名(ブラックカード)：看過できない違反行為

- ・DEF時エントリー代の支払い期限超過(出場停止後181日以上)
- ・年会費の支払い期限超過(出場停止後181日以上)  
※チーム代表へ与えるものとする
- ・暴力行為等
- ・出場停止(レッドカード)3回
- ・本会に対する、背任行為および背信行為
- ・本会規約第2条抵触行為

第 4 条 決定権者

この規定の決定権者は役員会とする。

第 5 条 弁明の機会

罰則の適用にあたり、必要に応じて当事者に説明の機会を与える。